

第 2 期
伊 賀 市 障 が い 福 祉 計 画

三 重 県 伊 賀 市

平 成 2 1 年 3 月

～ 目 次 ～

第1章 第2期障がい福祉計画の概要

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 地域生活や一般就労への移行

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・ 3
- 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行・・・・ 3
- 3 福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 障がい福祉サービスと地域生活支援事業

- 1 サービス目標量設定の考え方・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 障がい福祉サービスの実績と見込量・・・・・・・・ 5
- 3 地域生活支援事業の実績と見込量・・・・・・・・ 9

第4章 計画推進のための取り組み

- 1 地域自立支援協議会の設置・・・・・・・・・・・・ 13

「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという議論自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

1 計画策定の目的

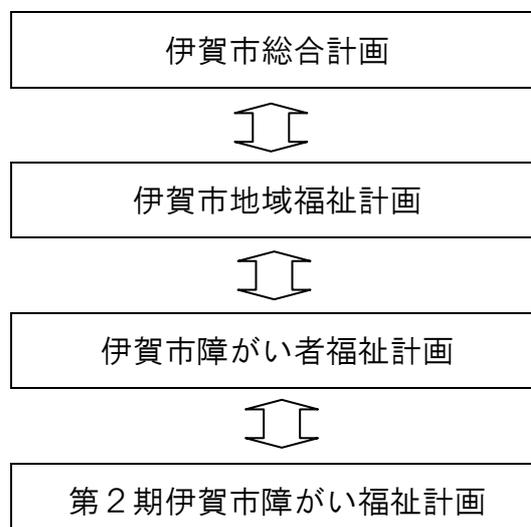
障がいのある人の福祉サービスは、平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」により、障がい福祉サービスの一元化、就労支援の強化、費用負担の見直しといった制度改正が行われ、障がい福祉施設やサービス体系の抜本的な見直しが行われました。また併せて、実施主体が住民に一番身近な市町村となり、新たに「地域生活支援事業」が創設されるなど、地域の実情に合ったサービスが展開できるようになりました。

本市では、障害者自立支援法第88条に基づき、障がい福祉サービスごとに平成18年度から20年度までの各年度における必要な見込量を算出し、その確保するための方策を定める「伊賀市障害福祉計画（第1期）」を平成19年3月に策定しました。また平成20年3月には、障害者基本法第9条に基づく障がい施策の基本的な計画である「伊賀市障がい者福祉計画」を策定し、計画の推進に努めています。

このたび、第1期の障害福祉計画の期間が満了となることから、「伊賀市障がい者福祉計画」の目標年度でもある平成23年度に向けて、なお一層、障がい福祉サービスの提供基盤等の整備に努めるため、平成21年度から23年度までの3カ年を期間とする「第2期伊賀市障がい福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」であり、「伊賀市総合計画」や「伊賀市地域福祉計画」、障害者基本法に基づく「伊賀市障がい者福祉計画」を上位計画とし、今後、本市が進めていく障がい福祉サービスにかかる給付、相談支援及び地域生活支援事業の方向性や目標値を定める計画です。



3 計画の期間

「第2期伊賀市障がい福祉計画」は、平成21年度から23年度までの3カ年を計画期間とします。

計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
伊賀市障がい者福祉計画			→			
伊賀市障がい福祉計画	第1期 →		第2期 →			

4 策定体制

計画の策定にあたっては、障がい者団体、事業所、保健・医療・教育・就労関係機関などさまざまな分野の代表等で構成する「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」において検討を行いました。また、各現場で支援している実務者で構成する定例会議や、分野別に検討を行う「相談」「就労」「精神保健」「療育」の4つの部会を設置し、ニーズや地域の課題等を抽出し検討を行いました。

第2章

地域生活や一般就労への移行

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、第1期計画作成時点（本市の場合平成19年3月現在）の施設入所者数の1割以上が、平成23年度末までに地域生活へ移行することをめざすとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することとしています。

【市の状況】

第1期計画において平成23年度末までに地域生活へ移行する人の目標値を10人と掲げました。平成17年10月1日現在の施設入所者数97人に対して、平成19年3月末現在の入所者数は89人であり、8人が減少しています。

【市の目標値】

本市の第1期計画作成時点での施設入所者数は89人でした。国の指針を踏まえ、平成23年度末までの3年間に地域移行する人の目標値を10人と設定します。

項目	数値	備考
現在の施設入所者数 (A)	89名	第1期計画作成時点（平成19年3月現在）の施設入所者数
目標年度の施設入所者数 (B)	79名	平成23年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 (A) - (B)	10人	
	11.1%	

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

【国の指針】

平成23年度末までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者が退院し、入院する障がい者数の減少目標値を設定することとしています。

【市の状況】

第1期計画において、平成23年度末までに精神科病院を退院し地域生活へ移行する人の目標値を10人と掲げました。平成19年度中には6名の方が地域生活へ移行しました。

【市の目標値】

三重県が平成20年に「精神科病院入院患者意向調査」を実施したところ、県内の精神科病院に入院している人の中で地域生活が可能と思われる人は472人で、そのうち本市の退院可能精神障がい者数は15人という結果でした。この結果を踏まえ、平成23年度末までに地域生活へ移行する人の目標値を6人と設定します。

項目	数値	備考
現在の退院可能精神障がい者数 (A)	15名	県が実施した「精神科病院入院患者意向調査」により、条件が整えば退院が可能な人の数
【目標値】 退院可能精神障がい者の地域移行者数 (B)	6名	平成23年度末までに精神科病院を退院し地域生活へ移行する人の数

3 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度までに一般就労に移行する人の数値目標を設定することとし、第1期計画作成時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとしています。

【市の状況】

本市では平成18年度に2人、平成19年度に1人が福祉施設から一般就労に移行しました。

【市の目標値】

昨今の社会情勢の中、本市においても障がいのある人の雇用は大変厳しい状況ですが、国の指針を踏まえ、福祉施設から一般就労する人の目標値を5人と設定します。

項目	数値	備考
現在の一般就労移行者数 (A)	1名	平成19年度に福祉施設から一般就労した人の数
【目標値】 一般就労移行者数 (B)	5名	平成23年度末までに福祉施設から一般就労する人の数

第3章

障がい福祉サービスと地域生活支援事業

1 サービス目標量設定の考え方

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の目標量設定については、平成18年度から20年度の利用実績（平成20年度については見込数値）をもとに利用者数等の推計を行い、併せて事業者の新体系への移行予定を踏まえながら設定しました。

2 障がい福祉サービスの実績と見込量

(1) 訪問系サービス及び短期入所

《サービスの概要》

居宅介護 自宅で入浴、排泄、食事等の介護を行います。

重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

居宅介護など訪問系サービスの利用時間数は、支援費制度から障害者自立支援法に移行後も、年々増加しています。しかし、サービス提供事業者やヘルパーの不足により、十分なサービスが受けられないのが現状です。

サービス種別		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
居宅介護	実人数	—	87	—	105	—	108
	時間数	2,150	888	2,258	957	2,371	1,073
重度訪問介護	実人数	—	4	—	7	—	8
	時間数	116	117	194	196	272	97
行動援護	実人数	—	14	—	17	—	13
	時間数	695	232	730	202	765	184
重度障害者等包括支援	実人数	—	0	—	0	—	0
	時間数	0	0	120	0	190	0
短期入所	実人数	—	59	—	71	—	64
	日数	255	199	260	150	265	151

*時間数及び日数については1月あたりの数（以下同様）

第1期計画作成時点での居宅介護の数値目標は、重度訪問介護、行動援護、移動支援などのサービス分を含んでいたため、実績値との大きな差がありました。第2期計画ではその点を修正したうえで、各サービスとも増加を見込んでいます。これらのサービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【目標値】

サービス種別		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	実人数	121	136	152
	時間数	1,202	1,346	1,508
重度訪問介護	実人数	9	10	11
	時間数	165	183	201
行動援護	実人数	16	17	18
	時間数	206	219	232
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0
	時間数	0	0	0
短期入所	実人数	65	68	71
	日数	167	175	183

(2) 日中活動系サービス

《サービス概要》

生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練） 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型） 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

児童デイサービス 障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話をを行います。

第1期計画作成時点では、新体系に移行するサービス提供事業者を見込んで目標数値を設定していましたが、さまざまな要因により移行が進んでいないのが現状です。そのため、目標数値を下回る結果となっているサービスが多くみられます。

サービス種別		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
生活介護	実人数		46		79		79
	日数	874	610	1,094	995	1,230	1241
自立訓練（機能訓練）	実人数		2		4		4
	日数	22	21	22	24	22	55
自立訓練（生活訓練）	実人数		12		14		12
	日数	242	144	284	183	328	170
就労移行支援	実人数		15		17		21
	日数	330	305	396	306	462	448
就労継続支援（A型）	実人数		0		0		0
	日数	0	0	66	0	110	0
就労継続支援（B型）	実人数		3		6		21
	日数	66	58	330	56	880	227
児童デイサービス	実人数		21		30		26
	日数	233	90	240	92	248	95
療養介護	実人数	3	3	3	3	4	2
旧法施設支援（内入所系）	実人数		81		82		57
	日数	4,290	2,325	4,209	1,992	2,902	1,635
旧法施設支援（内通所系）	実人数		84		86		90
	日数	(〃)	1,504	(〃)	1,442	(〃)	1,521

*第1期計画作成時には、旧法施設支援の目標値を入所系・通所系を合わせた数値としていたため、通所系の目標欄を（〃）と記載しています。

今後、平成23年度末までに新体系に移行する事業所数の見込みや、サービスの利用の伸び等を勘案し、以下のように3年間の目標数値を設定しました。

【目標値】

サービス種別		平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	実人数	95	111	150
	日数	1,632	1,804	2,876
自立訓練（機能訓練）	実人数	3	4	4
	日数	42	56	56
自立訓練（生活訓練）	実人数	12	12	12
	日数	168	180	180
就労移行支援	実人数	20	20	20
	日数	400	400	400

サービス種別		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援（A型）	実人数	0	0	3
	日数	0	0	66
就労継続支援（B型）	実人数	35	70	75
	日数	385	770	825
児童デイサービス	実人数	32	34	36
	日数	128	136	144
療養介護	実人数	2	2	3
旧法施設支援（内入所系）	実人数	46	44	12
	日数	1,380	1,320	360
旧法施設支援（内通所系）	実人数	82	62	55
	日数	1,496	1,116	990

（3）居住系サービス

《サービス概要》

共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム） 夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

施設入所支援 施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

共同生活介護の利用者が年々増えています。地域移行をすすめるうえでケアホームやグループホームは重要なサービスであり、今後も利用対象者の増加が見込まれます。

サービス種別		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
共同生活援助（GH）	実人数	39	3	45	2	52	3
共同生活介護（CH）	実人数		38		42		49
施設入所支援	実人数	6	8	8	27	30	34

ケアホーム・グループホームが市内で新たに開所される予定であり、実人数の増加を見込んでいます。また旧法入所施設が新体系に移行する時期を考慮し、施設入所支援の実人数の増加を見込んでいます。

【目標値】

サービス種別		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助（GH）	実人数	6	8	8
共同生活介護（CH）	実人数	52	55	58
施設入所支援	実人数	43	45	79

3 地域生活支援事業の実績と見込量

（1）相談支援事業

障がいのある人などが自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または介護を行う者、関係機関などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことや権利擁護のために必要な支援を行います。

相談支援事業は平成18年4月に設置した伊賀市障害者相談支援センターを中心に相談支援事業所において実施しており、相談件数は大きく伸びています。

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
相談件数（計画作成）	対象者数	40	50	44	80	55	94
相談件数（相談件数）	延べ件数	1,440	1,845	1,512	5,236	1,587	5,964

相談支援事業を効果的に実施するため、障がい者団体代表者、福祉・保健・医療関係者、雇用関係機関、教育関係者などからなる「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」や各現場で支援している実務者で構成する定例会議、分野別の検討を行う専門部会を設置し、ネットワークの構築を図ります。

また、伊賀市社会福祉協議会に委託し実施している「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を中心に、成年後見制度の利用支援を行います。

【目標値】

事業名			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支 援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	2カ所	2カ所	2カ所
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		実施の有無	有	有	有

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある人などに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。平成19年度から開始した要約筆記者派遣の希望が増えています。

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
コミュニケーション支援事業	利用者数	8	15	12	12	14	15

手話通訳者設置事業は市役所の窓口での対応だけではなく、学校や病院等へ出向いての通訳や企業等からの派遣依頼によるコーディネートが増加など、その役割が大きくなっています。また手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数の増加を見込んでいます。

【目標値】

事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	15	16	17

(3) 日常生活用具給付事業

《サービス概要》

- 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど
- 自立生活支援用具 入浴補助用具、つえ、便器、頭部保護帽、特殊便器など
- 在宅療養等支援用具 ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など
- 情報・意思疎通支援用具 視覚障害者用ホ-ダブルコーダ-、意志伝達装置
携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置など
- 排泄管理支援用具 ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
- 居宅生活動作補助用具 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

障がいのある人や子どもの日常生活の利便向上を図るため、特殊寝台などの身体介護を支援する用具や訓練などに用いる用具、入浴補助用具などの自立生活を支援する用具、ストマ用装具などの排泄管理を支援する用具などを給付します。特に平成18年10月から日常生活用具給付事業の対象となったストマ用装具の給付件数は、年々増加しているのが現状です。

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
日常生活用具給付事業	給付件数	244	267	514	516	541	591

情報・意思疎通支援用具や排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具の増加を見込んでいます。

【目標値】

用具名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護・訓練支援用具	給付件数	10	10	10
自立生活支援用具	給付件数	20	20	20
在宅療養等支援用具	給付件数	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	給付件数	15	18	20
排泄管理支援用具	給付件数	585	629	660
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	7	8	10
合計		647	695	730

（４）移動支援事業

屋外での移動に困難を伴う心身に障がいのある人や子どもに対して、地域で自立した生活や社会参加を促すために、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動を含む社会参加のための外出に必要な支援を行います。

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
移動支援事業	利用者数	58	90	61	121	64	117
	利用時間数	420	386	441	489	463	510

居宅介護等の事業と同様、サービスが十分に提供されるよう、実施事業者の確保に努めます。

【目標値】

事業名		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	実利用者数	120	125	130
	延べ利用時間数	540	563	585

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターでは、日中の創作活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人の地域での生活を支援します。

また、障がいのある人などの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人などに活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行う日中一時支援事業を実施します。平成19年度から小学生を対象にした事業を開始したことなどにより、利用者数は増加しています。

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
地域活動支援センター	延利用者数	1,030	1,364	1,120	1,722	1,151	1,727
うち日中一時支援事業	延利用者数	300	368	330	507	346	891

地域活動支援センターの中で、新体系サービスに移行する事業所を見込み、平成22年度に利用者数を減らしています。日中一時支援事業は今後もニーズが高いと予想されることから増加を見込んでいます。

【目標値】

事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	実利用者数	65	60	60
日中一時支援事業	実利用者数	130	143	157

(6) 重度障害者等訪問入浴サービス事業

重度の身体に障がいのある人の生活を支援するために、看護師または准看護師と介護職員が訪問し、居宅において入浴サービスを実施します。

事業名		平成18年度		平成19年度		平成20年度 (見込)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
重度障害者等訪問入浴サービス	実利用者数	5	1	5	1	6	2

サービス提供事業者の確保が困難な状況にあり、事業量の増加を見込めないのが現状です。

【目標値】

事業名		平成21年度	平成22年度	平成23年度
重度障害者等訪問入浴サービス	実利用者数	2	2	3

1 地域自立支援協議会の設置

障害者自立支援法第77条第1項第1号に基づく相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りに関して、中核的な役割を果たす定期的な議論の場として、また併せて伊賀市障がい福祉計画及び伊賀市障がい者福祉計画の進捗状況の確認及び評価を行う機関として「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」を、平成20年12月に設置しました。本協議会は障がいのある人や保健・医療・福祉、教育、労働等に関わる幅広い機関の代表等の参加を得て運営しています。今後、さまざまな協議を行い、本計画に掲げたサービス量の確保などに努めます。

また、分野ごとにそれぞれの現場で実際に支援に携わっている方々や関係機関の方などが協議する場として、「相談」「就労」「精神保健」「療育」の4つの専門部会を設置しました。専門部会では当事者や家族の意見も聴きながら、本市の現状やニーズの把握などに努めます。

併せて各専門部会での協議の報告を受け、全体で協議する場として定例会議を開催し、計画の進捗状況や施策への提案などを自立支援協議会に発信していきます。

